

国保・高齢者医療だより

柔道整復師等（整骨院・接骨院）の施術を受けられる方へ



— 27. 6. 1 — 整骨院・接骨院で、被保険者証が使えない場合があります

最近、柔道整復師（整骨院・接骨院・接骨院）・鍼灸師をご利用になる方に、国民健康保険・後期高齢者医療保険適用範囲の誤解があることから、誤った受診が生じています。柔道整復師や鍼灸師は、骨折、脱臼、ねんざ、打撲や肉離れなどの痛みに対して施術を行う専門家であり、また保険証を利用するためには、一定の条件を満たすことが必要となりますので施術を受ける前に確認してください。なお、保険適用外の施術であつた場合は、全額自己負担となります。

- 保険証が利用できるとき
- ・ 外傷性のねんざ、打撲（スポーツでのねんざ等）
- ・ 医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術
- ・ 応急処置で行う骨折、脱臼の施術（応急手当後の要）
- ・ 施術には医師の同意が必要
- ・ 日常生活における単純な疲労や肩こり、腰痛、体調不良等
- ・ 病気（神経痛・リウマチ・五十肩、関節炎、ヘルニア等）による凝りや痛み
- ・ 脳疾患による後遺症等の慢性病
- ・ 症状の改善が見られない

- 保険証が利用できないとき
- ・ 負傷原因を正確に伝えてください。（いつ・どこで・何をして・どんな症状であるか）
- ・ 病院での治療と重複はできません。（同一負傷について、同時期に整形外科の治療と重複した場合、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担）

- はり・きゅうの場合
- ・ リウマチ、腰痛症、神経痛、五十肩、頸腕症候群、頸椎ねんざ後遺症

も考えられる）
被保険者証を使って施術を受ける場合は、「療養費支給申請書」に署名が必要となります。療養費支給申請書の内容は、よく確認して自分で署名または捺印してください。

（負傷原因、負傷名、日数、金額等の確認）

長期の施術（応急処置を除く）

（負傷原因、日数、金額等の確認）

（負傷原因を正確に伝えてください。）

（同一負傷について、同時に整形外科の治療と重複した場合、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担）

（はり・きゅうの場合）

も考えられる）
被保険者証を使って施術を受ける場合は、「療養費支給申請書」に署名が必要となります。療養費支給申請書の内容は、よく確認して自分で署名または捺印してください。

（負傷原因、日数、金額等の確認）

（負傷原因を正確に伝えてください。）

（同一負傷について、同時に整形外科の治療と重複した場合、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担）

（はり・きゅうの場合）

も考えられる）
被保険者証を使って施術を受ける場合は、「療養費支給申請書」に署名が必要となります。療養費支給申請書の内容は、よく確認して自分で署名または捺印してください。

（負傷原因、日数、金額等の確認）

（負傷原因を正確に伝えてください。）

（同一負傷について、同時に整形外科の治療と重複した場合、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担）

（はり・きゅうの場合）

も考えられる）
被保険者証を使って施術を受ける場合は、「療養費支給申請書」に署名が必要となります。療養費支給申請書の内容は、よく確認して自分で署名または捺印してください。

（負傷原因、日数、金額等の確認）

（負傷原因を正確に伝えてください。）

（同一負傷について、同時に整形外科の治療と重複した場合、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担）

（はり・きゅうの場合）